

国内経済要録

◇コール7日物の導入

コール・手形市場弾力化の一環として、このほど、市場関係者は、コール取引に7日しばり物を導入する旨合意した(10月6日実施)。同取引の概要次のとおり。

- レートは市場での時々の需給に応じ自由に形成されるものとし、その刻み幅は0.0625%とする。
- 期日は翌週の応答曜日とし、期日に交換じりで決済。
- 中途解約は不可。

◇全国信用金庫連合会代理貸付金利引下げ

全国信用金庫連合会は9月20日、代理貸付金利(対顧客金利)を次のとおり引下げる旨発表した(9月25日実施)。

(単位・%)

	改訂後	改訂前	改訂幅
一般・小口貸付 3年以内	6.7~8.4	6.9~8.8	△0.2~△0.4
3年超	6.9~8.6	7.1~8.8	△0.2
商業手形担保貸付	5.5~7.2	5.9~7.4	△0.2~△0.4

◇都市銀行等の小口融資制度について

都市銀行および地方銀行の一部では、9月25日、小口融資制度を実施する旨、発表した。同制度の概要次のとおり。

- 融資対象
給与所得者(年令20才以上65才以下、年収税込100万円以上、勤続3年以上等)。
- 資金使途
冠婚葬祭、出産等使途が健全、明確で、証拠書類によって証明、確認できるもの。
- 融資金額
5万円以上30万円以内(万円単位)。
- 融資期間
12か月、18か月、24か月。
- 金利等
年9.9%、別に保証料3.6%、当初手数料1件1,000円。
- 担保
物的担保不要。ただし保証機関による保証が必要。
- 返済方法
融資の翌月から毎月元利均等返済。
- 取扱い開始日

10月下旬以降(各行区々)。

◇大蔵省の貸金業者に対する指導強化

大蔵省は9月13日、貸金業者に対する指導強化を図るため、「貸付条件の掲示等に係る庶民金融業協会に対する指導等について」を各都道府県知事あてに通達した。その概要次のとおり。

- 現行の日歩建てとなっている金利を年利建てで表示すること。
- 貸付金利、遅延損害金、返済方式等の貸付条件を営業場所の見やすい箇所に掲示すること。
- 契約締結時には、貸付条件等を記載した書面を顧客に交付すること。
- 学生、未成年者等返済能力に乏しい者に対する安易な貸付等を慎むこと。

◇昭和53年度一般会計補正予算案および財政投融資の追加

政府は9月18日、昭和53年度一般会計補正予算案および財政投融資の追加をそれぞれ次のとおり閣議決定した。

53年度一般会計補正予算案

(単位・億円、△印はマイナス)

歳 入		歳 出	
歳入の追加額	4,450	歳出の追加額	7,152
専売納付金	30	公共事業費等	4,593
その他収入	140	うち一般公共	3,517
公債金	3,000	災害復旧	33
うち建設公債	2,800	文教・社福施設等	1,043
特例公債	200	中小企業等特別対策費	324
前年度剩余金受入	1,280	経済協力等	313
		水田利用再編費	933
		義務的経費	159
		国債整理基金繰入	640
		その他の	190
歳入の修正減少額		歳出の修正減少額	△5,702
租税	△3,000	公共事業等予備費	△2,000
		一般予備費	△450
		地方交付税	△960
		経費節減	△2,292
計	1,450	計	1,450

(注) 昭和53年度補正後予算規模

344,400億円(前年度293,466億円)

前年度補正後比伸び率+17.4%(前年度同+19.1%)

昭和53年度財政投融資の追加

(単位・億円)

	今次追加額		今次追加額
國立病院特別会計	300	森林開発公団	5
國立学校特別会計	58	日本道路公団	410
特定土地改良工事特別会計	6	首都高速道路公団	90
国有林野事業特別会計	27	阪神高速道路公団	70
日本国有鉄道	898	日本鉄道建設公団	47
日本電信電話公社	30	新東京国際空港公団	100
住宅金融公庫	1,079	水資源開発公団	13
日本開発銀行	98	海外経済協力基金	50
年金福祉事業団	520	地方公共団体	2,595
船舶整備公団	30	電源開発株式会社	50
労働福祉事業団	14		
私学振興財團	20		
農用地開発公団	2	合計	6,512

(注) 昭和53年度財政投融資今次追加後規模

155,388億円(前年度139,260億円)

前年度追加後比伸び率+11.6%(前年度同+22.3%)

昭和53年度経済見通しの改訂試算

◇昭和53年度政府経済見通しの改訂試算

政府は9月18日、「53年度経済見通しの改訂試算の概要」を閣議了承した。その内容は次のとおり。

◇国債価格変動引当金の創設に伴う信用金庫の経理基準改正について

大蔵省は、9月6日、国債価格変動引当金創設に伴う信用金庫の経理基準の一部改正に関し、各財務局長あてに通達した。その内容は先般の銀行等に対する通達(8月号「要録」参照)とほぼ同一(注)であるが、そのなかで、「本年8月全国信用金庫連合会保有(従来各信用金庫の国債引当預金をもって全国信用金庫連合会が一括保有)から各信用金庫の自己保有に切換えた国債については、本引当金繰入れ算定上の国債の期中純増額に含めない」旨、特に明示。

(注) なお、上記通達において、決算速報の様式につき臨時費用の内訳として銀行等の様式になら「有価証券償還損」を新設。

	52年度実績 〔〕内は対前年 度伸び率%	今回試算 〔〕内は対前年 度伸び率%程度
1. 国民総生産	兆円	兆円程度
国民総生産(実質) (名目)	〔5.5〕 190.1〔11.0〕	〔7〕 212.9〔12〕
民間最終消費支出(%)	109.3〔9.6〕	120.1〔10〕
民間住宅(%)	13.4〔7.8〕	15.4〔15〕
民間企業設備(%)	25.9〔3.7〕	28.8〔11〕
民間在庫品増加(%)	1.0〔19.9〕	1.9〔85〕
政府支出(%)	36.9〔15.6〕	43.9〔19〕
最終消費支出(%)	18.8〔12.1〕	20.7〔10〕
資本支出(%)	18.1〔19.6〕	23.2〔28〕
輸出と海外からの所得(%)	25.7〔4.5〕	23.4〔△9〕
(控除)輸入と海外への所得(%)	22.0〔△4.6〕	20.6〔△6.1〕
2. 鉱工業生産	%	%程度
鉱工業生産指數	3.2	7
3. 物価	%	%程度
卸売物価 消費者物価	0.4 6.7	△1.5 4.9
4. 国際収支	兆円	兆円程度
經常収支 貿易収支	3.5 5.2	2.7 4.2
輸出 輸入	21.3〔5.2〕 16.1〔△5.1〕	19.6〔△8〕 15.4〔△5〕
長期資本収支 基礎収支	△0.6 2.9	△2.7～△2.1 0～0.6

(注) △印は赤字。

◇政府系中小企業金融機関の53年度第3四半期貸付わく
決定

大蔵省および通商産業省は9月30日、政府系中小企業3金融機関の53年度第3四半期貸付わくを次のとおり決定した。

	53/10~12月(A)	前年同期当初わく(B)	(A)/(B)
国民金融公庫	億円 6,800	億円 5,660	+20.1%
中小企業金融公庫	4,110	3,480	+18.1
商工組合中央金庫	2,950	2,190	+34.7
計	13,860	11,330	+22.3

(注) 商工組合中央金庫は純増ベース、その他は貸出実行ベース。

◇昭和53年度地方債計画の改定

自治省は9月19日、国の予算補正に伴い、昭和53年度地方債計画の改定計画を発表した。今次改定計画の主な内容は次のとおり(昭和53年度地方債計画については1月号「要録」参照)。

- 改訂後の起債計画総額は6兆8,131億円、前年度最終計画対比16.8%増。
- 総合経済対策(9月2日決定)の一環としての単独事業の財源3,200億円のうち2,700億円を地方債で措置する。
- 国の予算補正に伴う地方公共団体負担分3,234億円を地方債で措置する。

昭和53年度地方債計画の改定計画

(単位・億円、カッコ内は前年比・%) (注)

	改 定 後	改 定 前	改 定 額
一般会計債	40,348 (+ 22.8)	36,233 (+ 33.3)	4,115
うち一般公共事業	12,907 (+ 16.8)	11,366 (+ 33.6)	1,541
災害復旧事業	724 (- 31.9)	690 (- 23.8)	34
義務教育施設整備事業	6,003 (+ 34.0)	5,588 (+ 29.0)	415
一般単独事業	12,409 (+ 45.4)	10,297 (+ 79.7)	2,112
準公営企業債	10,617 (+ 18.1)	9,685 (+ 22.1)	932
うち下水道事業	7,682 (+ 23.4)	6,950 (+ 34.6)	732
地域開発事業	2,635 (+ 11.4)	2,435 (+ 3.0)	200
公営企業債	10,981 (- 6.0)	10,795 (+ 0.0)	186
うち上水道事業	6,685 (- 11.3)	6,650 (- 7.0)	35
都市高速鉄道事業	2,800 (+ 1.8)	2,650 (+ 17.8)	150
特別地方債	5,998 (+ 30.2)	5,297 (+ 17.3)	701
うち病院事業	1,280 (+ 23.9)	1,150 (+ 11.3)	130
厚生福祉施設整備事業	1,816 (+ 58.3)	1,410 (+ 28.2)	406
一般廃棄物処理事業	2,242 (+ 27.3)	2,077 (+ 21.1)	165
その他とも計	68,131 (+ 16.8)	62,197 (+ 23.0)	5,934
うち普通会計分	44,807 (+ 24.5)	40,106 (+ 32.9)	4,701
その他会計分	23,324 (+ 4.5)	22,091 (+ 8.4)	1,233
(資金区分)			
政 府 資 金	27,040 (+ 23.3)	24,445 (+ 32.1)	2,595
公 営 公 庫 資 金	9,607 (+ 40.9)	8,927 (+ 31.0)	680
民 間 等 資 金	31,484 (+ 6.5)	28,825 (+ 14.2)	2,659
うち市場公募 緑 故	6,300 (+ 26.0)	6,300 (+ 40.0)	—
	25,184 (+ 2.5)	22,525 (+ 8.6)	2,659

(注) 前年比のうち「改定前」欄は前年当初計画比、「改定後」欄は前年最終計画比。

◇自治省の地方債管理に関する通達

自治省は9月5日、各都道府県、指定都市に対し、将来にわたり、地方財政の健全性を維持し、あわせて地方債資金の円滑な調達を行うため、地方債の減債基金の設置、借換制度の導入促進等を中心とした「地方債の管理について」を通達した。その概要次のとおり。

1. 減債基金の設置等

- (1) 将来の公債費に充てる財源を計画的に留保するとともに、必要に応じ当該地方団体が発行した地方債証券を買入れなどの措置も講じうこととするため、各地方団体の地方債の現在高等の状況に即応して、減債基金を設置する等の措置を講じること。
- (2) 義務教育施設整備事業債(用地費分)、公共用地先行取得等事業債、地域開発事業債等の償還のための特定財源が定期償還にかかる公債費等を上回って収入され、当該地方債の繰上げ償還を行なうべき場合において、地方債証券が市中に流通していること等のため繰上げ償還を行うことが困難なときは、当該繰上げ償還すべき額を(1)により設置する基金へ積立てる等の措置を講ずることにより対処すること。

2. 地方債の発行条件および償還方法の適正化

地方債の発行条件および償還方法については、常にその適正化に努める必要があるが、特に都道府県および指定都市の縁故地方債の償還方法については、公債費負担の平準化を図るため、関係機関と協議のうえ、市場公募地方債の償還方法またはそれに準ずる方法とすること。

3. その他地方債の管理のための措置

地方団体は、地方債証券の発行者として、地方債の発行状況、償還状況、銘柄別現債高、将来の公債償還費、市中における地方債証券の流通状況等を体系的に整理掌握し、機に応じ地方債の適切な管理のための措置を講じること。

◇一般消費税に関する税制調査会の試案について

税制調査会は、52年10月の「今後の税制のあり方についての答申」および同年12月の「昭和53年度の税制改訂に関する答申」をうけ、一般消費税をわが国に導入する場合の望ましい仕組みを具体的に明らかにすることにより、国民の間で一般消費税についての論議を深め、関係各方面において取引の実態に即した検討を求めるため、このほど一般消費税の基本的仕組みについて試案をとりまとめた(9月12日発表)。その概要次のとおり。

1. 一般消費税の具体的仕組み

(1) 課税方式

課税方式は、納税者の事務負担軽減を考慮し、課税

期間(原則として事業年度)中の売上高と仕入高を把握して税額を計算する仕入控除方式を採用する。

この場合、納付税額の計算は、課税期間中の売上高(新税の額を除く)の合計額に税率を乗じて算出した税額から、同期間中の仕入高(注1)(新税の額を除く)の合計額に税率を乗じて算出した税額を控除(注2)する方法とする。

(注1) 仕入高は、機械等の購入額、賃借料などを含むが、非課税とされる財貨・サービスの購入額は除く。

(注2) 仕入高に税率を乗じて算出した税額が、売上高に税率を乗じて算出した税額を上回った場合は、一定期間内の繰越しを認める。

(2) 税率

税率構造については、欧州主要国では割増税率や軽減税率を含む複数税率制度を採用しているが、制度の簡素化を図り産業間への影響に中立性を確保するため単一税率を採用する。

税率の水準は、新税導入時点における財政需要、経済動向等を総合的に判断して決定することとする。

(3) 非課税の範囲

非課税の範囲は、幅広く負担を求めるという一般消費税の性格からできるだけ狭く限定することを基本の方針とする。具体的な非課税対象は、食料品のほか輸出取引、資本移転(有価証券の取引および土地の売買)、金融取引(手数料収入は除く)、社会保険医療、学校教育・社会福祉事業等。

(4) 小規模零細事業者の除外および限界控除

中小零細事業者への配慮から年間売上高が100万円~200万円程度以下(具体的には新税導入時に決定する予定)の企業を納税対象者から除外する。また、売上高がこの範囲を超えていても一定水準に達しない中小事業者に対しては、納付税額の一部を軽減する限界控除制度を設けることとする。

(5) 納税方法

欧州主要国の方針(毎月または毎四半期)では、納税者の事務負担が大きくなるため、原則として法人は事業年度ごとの法人税と、個人事業者は毎年の所得税と併せて年1回申告納付(注)することとする。

(注) 法人税の中間申告や所得税の予定納税に倣って中間納付制度を設ける。ただし、月次決算を行っている事業者のために3か月程度の短期申告納付制度を検討。

2. 今後の検討事項

①税率、②免税点の水準、③既存の個別消費税等との調整、④税収の使途、⑤国と地方との財源配分等については、今後各方面の意見を踏まえて引き続き検討を進めることとする。

◇貿易管理および為替管理の手続きの簡素化等について

大蔵省は9月28日、輸入手続等の簡素化および商社等の本支店間交互計算制度の拡充を図るため、「輸出貿易管理令」、「輸入貿易管理令」、「標準決済方法に関する省令」および「商社等本支店間交互計算取扱要領について」の通達を改正した(10月2日実施)。同措置の概要次のとおり。

1. 委託販売貿易契約に係る許可等の廃止

(1)これまで、外国にある者に対し外国における販売の

委託をする契約により、貨物を輸出しようとする場合には、通商産業大臣の許可または承認(大蔵大臣の同意)が必要であったが、今後はこの許可または承認を要しないこととする。

(2)これまで、外国にある者から本邦における販売の委託を受ける契約により、貨物を輸入しようとする場合には、通商産業大臣の許可(大蔵大臣の同意)を要することになっていたが、今後はこの許可を要しないこととする。

2. 輸出の標準決済方法の拡大

(1) L/C原則の緩和

輸出貨物代金の受取については、一部地域への輸出

を除き、取消不能信用状(L/C、Letter of Credit)による決済が原則となっているが、今後はこの原則を緩和し、特定貨物(繊維、繊維製品および雑貨類の中小企業製品)を特定地域(米国、東南アジア、アフリカの22か国)へ向けて輸出する場合にのみ適用することとする。

従って、それ以外の場合には、支払渡し(D/P)または引受渡し(D/A)条件付荷為替手形による決済であっても標準決済方法となる。

(2)円借款または世銀円等の資金による決済については、これまで普通円による決済であるため標準外決済とされていたが、今後はこれらも標準決済方法とする。

3. 商社等交互計算勘定制度の拡充

昨年10月および本年4月の貿易管理および為替管理の簡素化措置に関連し、「商社等本支店間交互計算取扱要領について」(大蔵省国際金融局長および通商産業省貿易局長通達)を改め、①これまでの貸記残高送金限度を廃止するとともに、②交互計算勘定制度を利用しうる貿易外取引の範囲を大幅に拡大し、③輸出入取引についても総額100万円以下の貨物代金を含めることとする。